



COP27における 森林関連分野の概要

フォレストカーボンセミナー：COP27等報告会

令和5年1月25日

林野庁 森林利用課 森林吸収源情報管理官 川島 裕





本日の説明

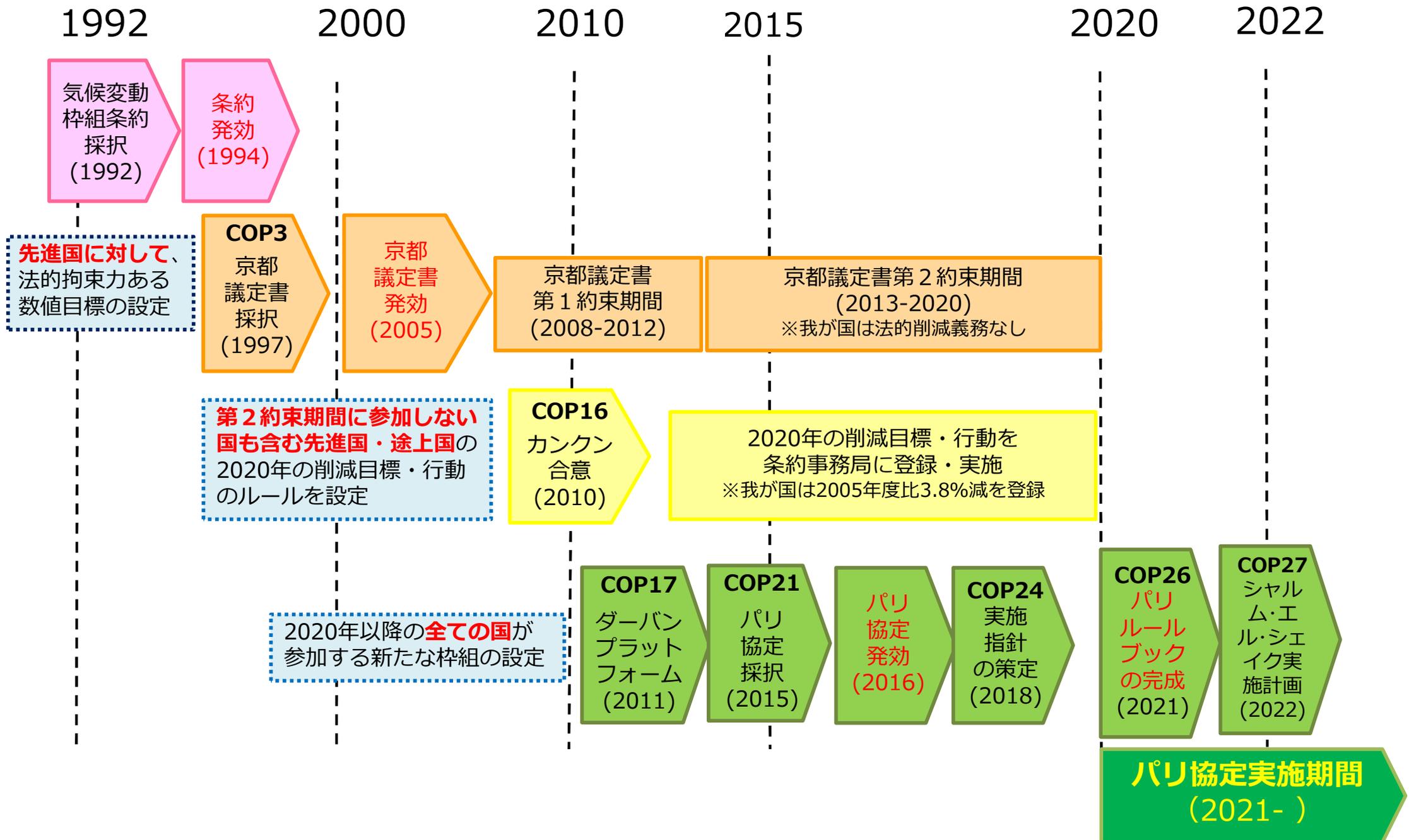
1. 気候変動国際交渉の流れ
2. COP27の概要
3. 主な交渉議題
4. 森林関係の新たな国際イニシアティブ
5. 生物多様性と気候変動への統合的対処



本日の説明

1. 気候変動国際交渉の流れ
2. COP27の概要
3. 主な交渉議題
4. 森林関係の新たな国際イニシアティブ
5. 生物多様性と気候変動への統合的対処

気候変動国際交渉の経緯



国連気候変動枠組条約・京都議定書・パリ協定

国連気候変動枠組条約 【1992年採択 1994年発効】

United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC

締約国数:198カ国・地域

【目的】気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化

- 共通だが差異ある責任(3条1項)
- 全締約国の義務(4条1項): 人為的なGHG排出量・吸収量の目録報告 / 計画の策定・実施・公表・定期更新
- 先進国(附属書1国)の義務(4条2項): 緩和策の採用と措置 / 2000年までに排出量を1990年レベルへ回復

京都議定書 【1997採択 2005年発効】

Kyoto Protocol to the UNFCCC

締約国数:192カ国・地域
※米国は未批准、カナダは離脱

- 先進国(附属書1国)の排出量について法的拘束力のある数値目標を設定(3条)
- 第1約束期間:2008~2012年
 - ✓ EU:-8%、日本:-6%、ロシア:0%、カナダ:-6%、米国:-7%、豪州+8%、NZ:0% (1990年比)
- 第2約束期間:2013~2020年(2020年12月に発行、我が国は議定書に基づく報告は行うが、法的な削減義務を負わない。)
 - ✓ EU:-20%、日本:なし、ロシア:なし、豪州:-0.5%、NZ:なし (1990年比)

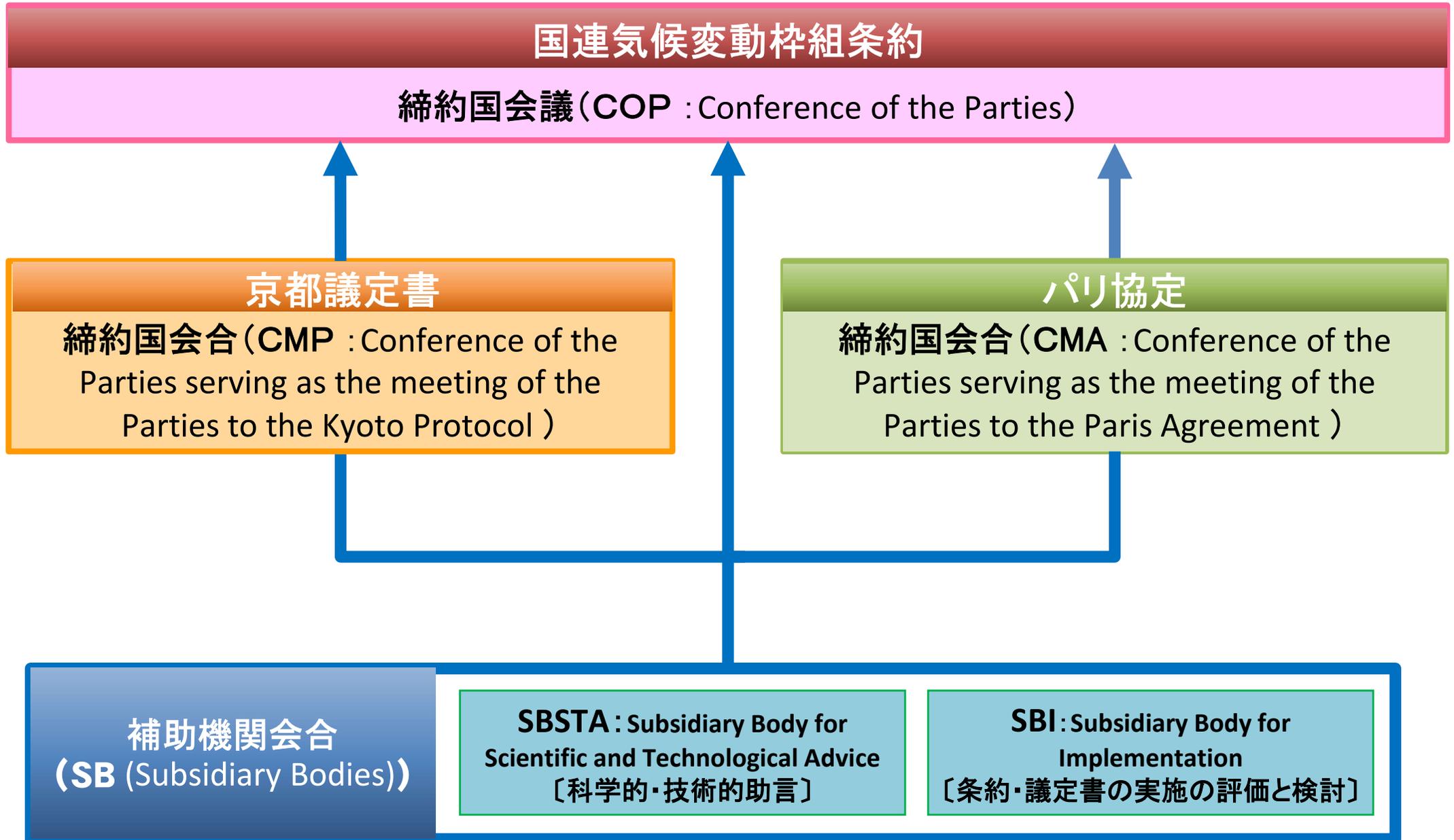
パリ協定 【2015年採択 2016年発効】

Paris Agreement

締約国数:194カ国・地域
(2022年10月現在)

- 2020年以降の国際的な気候変動対策についての法的枠組
- 途上国を含む 全ての締約国は国が決定する貢献(NDC、GHG削減目標等)を提出し対策を実施し報告(3条)
- COP26(2021)において、協定の運用に関する詳細ルール(パリルールブック)が完成。

国連気候変動枠組条約関係会合の関係図(2019年～)





本日の説明

1. 気候変動国際交渉の流れ
2. COP27の概要
3. 主な交渉議題
4. 森林関係の新たな国際イニシアティブ
5. 生物多様性と気候変動への統合的対処

国連気候変動枠組条約COP27等の概要

開催地：シャルム・エル・シェイク（エジプト）

公式会合：11月6日(日)～11月20日(日)

- 第27回締約国会議(COP27)
- 第17回京都議定書締約国会合(CMP17)
- 第4回パリ協定締約国会合(CMA4)
- 第57回科学上及び技術上の助言に関する補助機関追加会合(SBSTA57)
- 第57回実施に関する補助機関追加会合(SBI57)

議長国プログラム：11月7日(月)～11月17日(木)

- 世界リーダーズサミット(11月7日～8日)が開催され、「森林・気候のリーダーズサミット」において、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、その状況を好転させる世界的な取組を加速することを目的とした「**森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ(FCLP)**」の立ち上げが発表(11月7日)。日本を含む27の国・地域が参加。
- 資金の日、科学の日、若者の日、脱炭素の日、農業の日、ジェンダーの日、水の日、市民社会の日、エネルギーの日、生物多様性の日、解決の日等のテーマが日ごとに設定され、関係イベントが開催

交渉結果等の概要

- COP全体決定「**シャルム・エル・シェイク実施計画**」:気候変動対策の各分野における取組の強化を求める。パリ協定の気温に関する目標達成に向けて森林等を含む自然及び生態系の保護・保全・回復が重要であることを強調。
- 2030年までに温室効果ガスの排出削減を強化するための「**緩和作業計画**」が採択されたほか、**ロス&ダメージ(気候変動の悪影響に伴う損失と損害)支援の一環として基金**を設置すること、**パリ協定第6条(市場メカニズム)**では、COP26で決定した実施指針の運用細則等が決定。

シャルム・エル・シェイク



シャルム・エル・シェイク実施計画

シャエルム・エル・シェイク実施計画の概要

- COP27として、気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書。
- 昨年のCOP26全体決定「グラスゴー気候合意」を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス&ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める。
- COP決定(1/COP.27)とCMA決定(1/CMA.4)から構成。

COP決定(1/CP.27)の構成

- | | | |
|----------------------|-------------------|-----------------------|
| I. 科学的知見と行動の緊急性 | VI. ロス&ダメージ | XII. グローバル・ストックテイク |
| II. 野心的な気候変動対策の強化と実施 | VII. 早期警戒と組織的観測 | XIII. 海洋 |
| III. エネルギー | VIII. 公正な移行に向けた道筋 | XIV. 森林 |
| IV. 緩和 | IX. 資金支援 | XV. 農業 |
| V. 適応 | X. 技術移転 | XVI. 実施の促進:非政府主体による活動 |
| | XI. キャパシティビルディング | |

CMA決定(1/CMA.4)の構成

- | | | |
|----------------------|--------------------------|-----------------------|
| I. 科学的知見と行動の緊急性 | VII. 早期警戒と組織的観測 | XIII. グローバル・ストックテイク |
| II. 野心的な気候変動対策の強化と実施 | VIII. 公正な移行に向けた道筋 | XIV. パリ協定第6条(市場メカニズム) |
| III. エネルギー | IX. 資金支援 | XV. 海洋 |
| IV. 緩和 | X. 技術移転 | XVI. 森林 |
| V. 適応 | XI. キャパシティビルディング | XVII. 非国家主体による活動 |
| VI. ロス&ダメージ | XII. パリ協定第13条の強化された透明性枠組 | |

シャルム・エル・シェイク実施計画における森林関係の記述の概要

- **森林**、海洋及び雪氷圏を含む**全ての生態系の完全性**を確保することの重要性並びに**生物多様性の保護**に留意し、また、「気候正義」の重要性に留意（1/CP.27前文、1/CMA.4 前文）
- パリ協定の気温目標を達成するために、**温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫として機能する森林**その他の陸域及び海洋生態系、また、**自然及び生態系を保護、保全及び回復**することの重要性を強調（1/CP.27パラ18、1/CMA.4 パラ30）
- 開発途上国締約国に対する十分かつ予測可能な支援の提供の文脈において、国の状況に応じて、**森林被覆及び炭素損失を遅らせ、停止し、かつ反転**させることを共同で目指すべきであることを想起。（1/CP.27パラ51）
- **REDD+**、途上国における**持続可能な森林経営と森林炭素吸収量の増大**、**統合的で持続可能な森林経営のための緩和・適応の合同アプローチ**や、適切な場合、**非炭素便益などの代替的アプローチ**を再確認しつつ、結果に基づく支払い、条約の下で既に合意された関連するガイダンスおよび決定に定められた既存の枠組みを含む取組に関する活動に対する政策アプローチ及び積極的なインセンティブ通じた、締約国が実施し支援するための行動をとることが奨励される**パリ協定第5条第2項**を想起、（1/CMA.4 パラ80）
- 締約国に対し、関連する社会的および環境的保護手段を確保しつつ、緩和および適応行動に関する国連環境総会決議5/5を考慮しつつ、適切な場合には、**自然を活用した解決策(NbS)または生態系に基づくアプローチ**を検討するよう奨励（1/CP.27パラ52、1/CMA.4 パラ81）



本日の説明

1. 気候変動国際交渉の流れ
2. COP27の概要
3. **主な交渉議題**
4. 森林関係の新たな国際イニシアティブ
5. 生物多様性と気候変動への統合的対処

COP27等における主な交渉議題

1. 緩和作業計画

2030年までの緩和の野心と実施を緊急に高めるための「緩和作業計画」が策定。1.5°C目標達成の重要性、全セクターや分野横断的事項を対象に年2回以上ワークショップの開催し報告を行い、毎年閣僚級で成果を議論すること等が決定。

2. パリ協定第6条（市場メカニズム）とCDM

COP26で決定した実施方針に基づき、排出削減・吸収量の国際的な取引を報告する様式や記録システムの仕様、専門家による審査手続き、国連が管理する市場メカニズムの運用細則等が決定。

3. 適応

COP26で合意された2年間の作業計画「適応に関する世界全体の目標（GGA）に関するグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」の進捗確認と最終年である来年に向けた作業の進め方を決定。

4. 気候変動の悪影響に伴う損失と被害（ロス&ダメージ）

ロス&ダメージに関する技術支援を促進する「サンティアゴ・ネットワーク」の完全運用化に向けて、同ネットワークの構造や諮問委員会・事務局の責任と役割等の制度的取り決めを決定。

5. 気候資金

特に脆弱な国へのロス&ダメージ支援に対する新たな資金面での措置を講じること及びその一環としてロス&ダメージ基金を設置することや、先進国による一千億ドルの長期気候資金目標達成の隔年進捗報告書の作成等を決定。

6. その他

第2回定期レビュー、グローバル・ストックテイク、技術開発・移転、キャパシティ・ビルディング、農業、研究と組織的観測、対応措置の実施の影響（気候変動対策の実施による社会経済的な影響）、気候変動とジェンダー、気候エンパワーメント行動（ACE: Action for Climate Empowerment）、次回COP28の主催国（アラブ首長国連邦）等

緩和作業計画 (Mitigation Work Programme)

緩和作業計画の概要

- 2030年までの緩和の野心と実施を緊急に高めるための「緩和作業計画」が策定。1.5°C目標達成の重要性、**全セクターや分野横断的事項を対象に年2回以上ワークショップの開催し報告を行い、毎年閣僚級で成果を議論**すること等が決定。

背景 (グラスゴー気候合意 (決定1/CMA.3))

- パラ22. **世界全体の温暖化を摂氏 1.5 度に制限するためには、世界全体の温室効果ガスの排出量を迅速、大幅かつ、持続可能的に削減する必要があること(2010年比で2030年までに世界全体の二酸化炭素排出量を45%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすること、及びその他の温室効果ガスを大幅に削減することを含む。)**を認める。
- パラ23. また、このためには、**この決定的な10年間に、利用可能な最良の科学的知見と衡平性に基づき、各国の異なる事情に照らした共通だが差異のある責任及びそれぞれの能力を反映し、持続可能な開発と貧困撲滅のための努力の中で、行動を加速させる必要があること**を認める。
- パラ27. **この決定的な10年間に緩和の野心及び実施の規模を緊急に拡大するための作業計画を策定することを決定し、全体としての実施状況の検討(グローバル・ストックテイク)を補完する形で、パリ協定第4回締約国会合での検討及び採択に向け、この問題に関する決定案を提案することを実施に関する補助機関及び科学上及び技術上の助言に関する補助機関に要請する。**

緩和作業計画の主な合意内容

- **計画期間を2026年までとし、毎年議題として取り上げて進捗を確認(2026年に期間延長の要否を検討)**
- **全てのセクターや分野横断的事項(パリ協定6条(市場メカニズム)の活用含む)等が対象**
- **最低年2回のワークショップの開催と報告という一連のサイクル、**
- **非政府主体の関与**
- **緩和作業計画の成果を閣僚級ラウンドテーブルで毎年議論、等**

グローバル・ストック・テイク(GST)

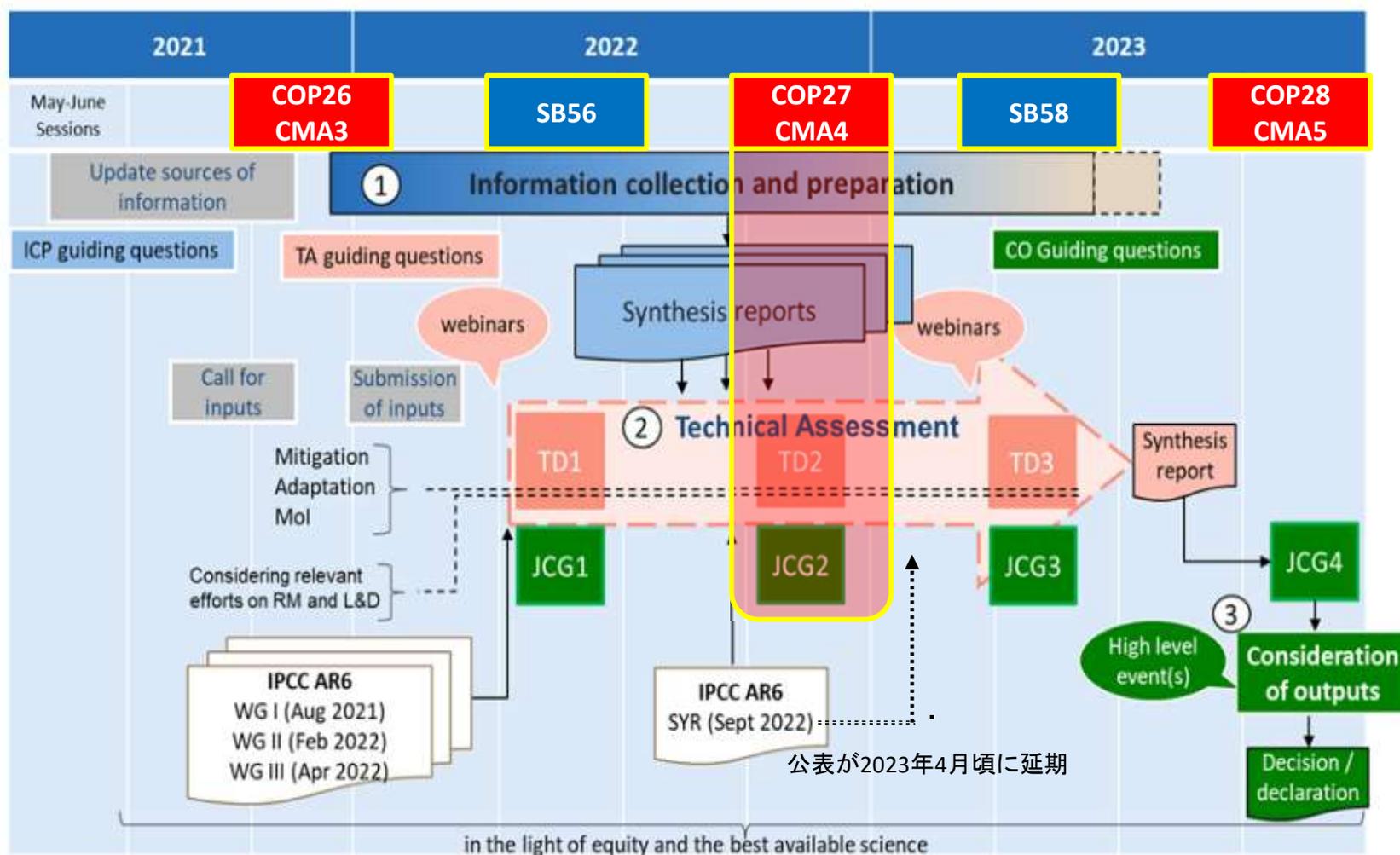
グローバル・ストック・テイクについて

- パリ協定の**実施状況**を検討し、協定の目的及び長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価。
- GSTの成果は、各国の**気候変動対策**や支援を強化するための情報として活用。
- 扱われる分野は**緩和、適応、実施手段と支援**の3分野。
- GSTの**第1回評価期間**は2021年から2023年。その後は**5年毎**に評価を実施。

主な合意内容

- 第2回技術対話が開催。
- 来年のCOP28で実施されるGSTの成果物の検討のため、来年4月に準備のためのコンサルテーション、来年10月に検討要素の整理を行うためのワークショップの開催が決定。

TD: 技術的対話
JCG: 交渉会合



附属書 I 国の年次インベントリ報告書のガイダンスの改定

SBSTA決定 (FCCC/SBSTA/2022/L.19)

SBSTA議題13(c)条約下の方法論的事項 附属書 I 国の年次インベントリ報告書のガイダンスの改定

2024年以降、「条約の附属書Iの締約国による国別報告書の作成に関するガイドライン:パートI 年間温室効果ガスインベントリに関するUNFCCC報告ガイドライン」に従って条約下の年次温室効果ガスインベントリを報告する場合、条約の附属書IIに含まれる締約国であって、パリ協定の締約国ではない締約国が、伐採木材製品からの排出量及び除去量を生産法以外の報告する締約国は、国内インベントリ報告書、または決定1/CP.24のパラグラフ44に従い、決定書5/CMA.3の附属書IIに記載されている共通報告表を使用して、生産法を用いて推定される伐採木材製品からの排出量及び除去量に関する補足情報も提供しなければならない。

(参考) 伐採木材製品の算定・報告方法

- 生産法
国産材由来の伐採木材製品の増減で炭素ストックを評価するアプローチ。
輸出入は評価に影響しない。
- 蓄積変化法
国産材・輸入材を問わず、国内に存在する伐採木材製品全体の増減で炭素ストック変化を評価するアプローチ。
輸入はストック増、輸出はストック減となる。
- 大気フロー法
国内の領域における森林の吸収、伐採木材からの大気への排出を基に純排出・吸収量を評価するアプローチ。
輸入は最終的に大気への排出増、輸出は他国に最終的な排出を割り当てることになるため排出減となる。



本日の説明

1. 気候変動国際交渉の流れ
2. COP27の概要
3. 主な交渉議題
4. **森林関係の新たな国際イニシアティブ**
5. 生物多様性と気候変動への統合的対処

議長国プログラムと森林関連の国際イニシアティブ

議長国プログラム等

11/7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12	11/14	11/15	11/16	11/17
世界リーダーズ サミット 森林・気候のリー ダーズサミット	金融	科学	若者と 将来世 代	脱炭素	適応と 農業	ジェン ダー	エネ ル ギー	生物多 様性	解決
		水				ACEと 市民社 会			

※ACE: Action for Climate Empowerment

我が国が参加した森林関係の国際イニシアティブ

イニシアティブ	主導国
「森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ」(FCLP: Forests and Climate Leaders' Partnership)	英国
「気候のためのマングローブ・アライアンス」(MAC: Mangrove Alliance for Climate)	アラブ首長国連邦と インドネシア
「食料・農業の持続可能な変革」(FAST: Food and Agriculture for Sustainable Transformation Initiative)	エジプト(議長国)

(参考) COP26 首脳級 森林・土地利用イベントでの宣言・プレッジ

日時：11月2日(火) 9:15-12:45(GMT)

主催：英国ボリス・ジョンソン首相

①森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言

2030年までに森林減少や土地劣化を食い止め好転させることにコミット。

⇒我が国を含む140ヶ国以上が参加。世界森林の90%以上をカバー。



英国政府WEBサイト
<https://www.gov.uk/government/publications/cop26-world-leaders-summit-on-action-on-forests-and-land-use-2-november-2021/world-leaders-summit-on-action-on-forests-and-land-use>

②グローバル森林資金プレッジ

①を実現するため、開発途上国における森林保護・回復・持続可能な経営を支援するため、2021年から2025年の5年間で、森林分野の気候変動対策に公的資金の確保を約束。

⇒我が国含む12の国・地域が合計120億ドルの拠出を約束。世界リーダーズ・サミットにおける岸田総理のスピーチの中で約2.4億ドルの資金支援を表明。「先端技術を活用し、国際機関と連携しながら、世界の森林保全のため、約2.4億ドルの資金支援を行うことを表明します。」

③コンゴ盆地森林の保護・持続可能な経営の支援に関する共同声明(②の一部)

アマゾンに次ぐ世界で2番目に大きい熱帯雨林で、森林減少・劣化が進んでいるアフリカのコンゴ盆地の森林保全を支援。

⇒我が国を含む12の国・地域・団体が15億ドルの拠出を約束。

④森林・農業・コモディティ貿易(FACT)対話共同声明

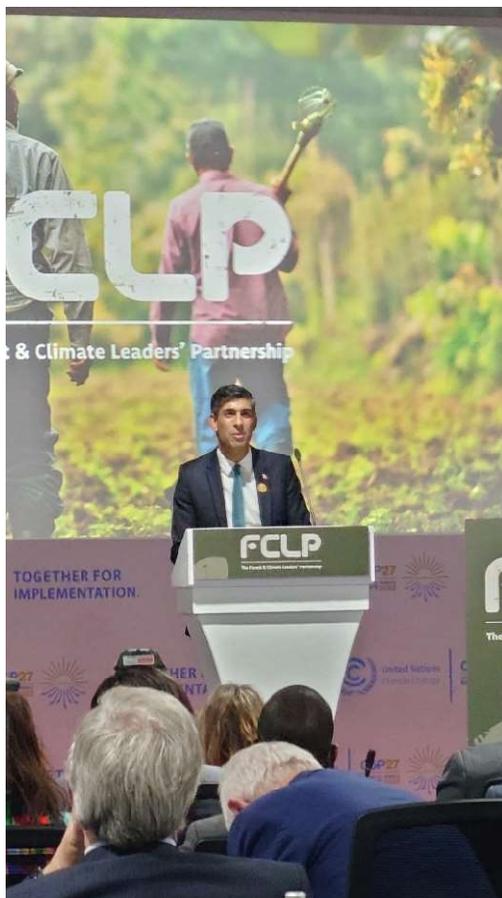
森林減少を伴わない持続可能な農産物サプライチェーンの構築に向け協力を進めていく方針を掲げてロードマップ等が発表。

⇒我が国を含む28ヶ国が参加。

そのほか、本イベントでは、17億ドルの先住民・地域コミュニティ森林保有権支援プレッジ、72億ドルの民間資金動員、30の金融機関のCEOによる森林減少を伴う農産物に関するコミット等も行われた。

森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ (FCLP)

- COP26で発表された「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」等のフォローアップとして、COP26議長国の英国が主導した森林関係の新たな国際イニシアチブ。
- 2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、その状況を好転させることが目的。
- COP27の森林・気候のリーダーズ・サミット(11月7日)で立ち上げが発表され、我が国をはじめとする27の国・地域が参加。



森林・気候のリーダーズ・サミットでスピーチするスナク英国首相

- FCLPの進捗状況と行動を紹介するための年次会合の開催と世界進捗報告の作成
- 6つの行動分野
 - ① 持続可能な土地利用経済とサプライチェーンに関する国際協力
 - ② 実施を支援するための公的ドナー資金の動員
 - ③ 民間金融システムの転換
 - ④ 先住民及び地域社会の取組と保有権の支援
 - ⑤ 森林のための炭素市場の強化・拡大
 - ⑥ 統合性の高い森林を保全するためのパートナーシップとインセンティブ
- FCLP参加国・地域(2022年11月12日現在)
世界の森林面積の約1/3、世界のGDPの約6割をカバーする計27の国・地域

豪、カナダ、コロンビア、コンゴ共和国、コスタリカ、エクアドル、フィンランド、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ガイアナ、日本、ケニア、韓国、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、シンガポール、スウェーデン、タンザニア、英国、米国、ベトナム、EU



本日の説明

1. 気候変動国際交渉の流れ
2. COP27の概要
3. 主な交渉議題
4. 森林関係の新たな国際イニシアティブ
5. **生物多様性と気候変動への統合的対処**

(参考) 生物多様性条約COP15第1部の概要

開催地：オンラインと対面（中国・昆明）

公式会合：2021年10月11日～10月15日

ハイレベルセグメント

- 首脳級会合：10月12日
 - 閣僚級会合：10月12日～13日 各国のステートメント、「昆明宣言」
- ※昆明宣言はCOP決定ではなく法的拘束力は無い。

昆明宣言の概要

- 効果的なポスト2020生物多様性枠組の発展、採択及び実施
- 生物多様性の保全と利用の統合（「主流化」）の推進、セクター横断的な調整メカニズムの強化
- 生物多様性国家戦略の作成及び更新の加速化及び強化
- 保護地域・OECMを通じた保全・管理、種や遺伝的多様性の保護、生物多様性への脅威の根絶
- 違法野生生物捕獲・取引の取り締まり
- 遺伝資源の利用から生ずる利益配分の確保
- 関連するバイオテクノロジーの開発や評価、規制、管理、移転の措置等を必要に応じて強化
- 生態系を活用したアプローチ（NbSとも呼ばれる）の適用、ワンヘルス・アプローチの促進
- 感染症の流行からの回復における政策が生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献
- 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置の改廃
- SDGsへの貢献、気候変動枠組条約との連携

中国・昆明



(参考) 生物多様性条約COP15第2部の概要

開催地：カナダ・モントリオール

公式会合：2022年12月7日～12月19日

閣僚級会合：12月15日～12月17日（～19日）

最重要課題

- 生物多様性分野の新たな世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」の採択

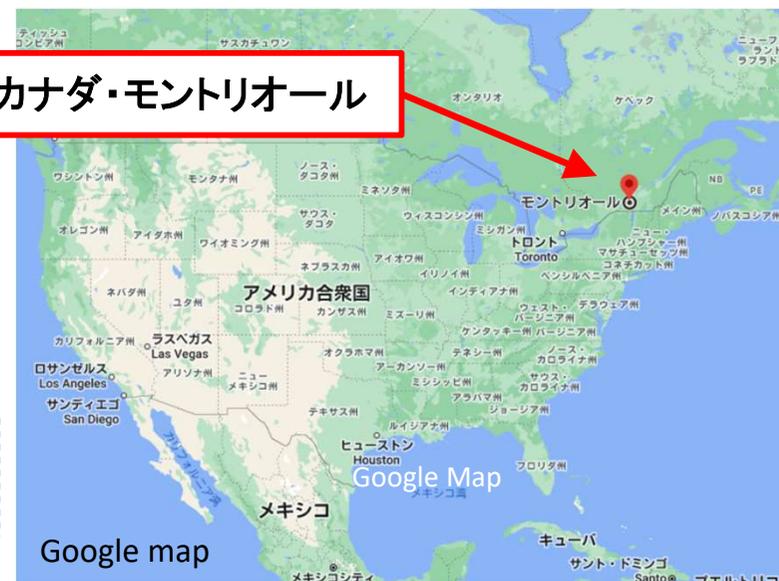
ポスト2020生物多様性枠組等の主要な論点

- 保全(30by30目標、外来種対策、汚染等)
- ビジネス、主流化
- 資源動員
- 遺伝資源にかかる塩基配列情報(DSI)
- PDCAサイクル(枠組実施状況報告・監視の強化等)

「昆明-モントリオール生物多様性枠組」の概要

- 2030年までに達成する4つのゴールと23のターゲットを含む「昆明-モントリオール生物多様性枠組」(ポスト2020生物多様性枠組)を採択
- 4つのゴール:ゴールA. 保全、ゴールB.持続可能な利用、ゴールC.遺伝資源、ゴールD.資源動員
- 23のターゲット:1.国土空間計画、2.自然再生、3.30by30、4.種の保存、5.生物採取、6.外来種対策、7.汚染、8.気候変動、9.野生生物の持続可能な利用、10.農林水産業、11.自然を活用した解決策、12.都市緑地、13.遺伝資源へのアクセスと利益配分、14.政府・経済活動の意思決定生物多様性配慮、15.ビジネス、16.消費者、17.バイオテクノロジー、18.有害補助金、19.資金、20.能力開発、21.情報公開、22.参画、23.ジェンダー

カナダ・モントリオール



生物多様性と気候変動への統合的対応

- 気候変動対策と生物多様性：シナジーとトレードオフ
- 自然を活用した解決策（NbS）と生態系に基づくアプローチ

シャルム・エル・シェイク実施計画（UNFCCC-COP27）

- 森林、海洋及び雪氷圏を含む全ての生態系の完全性を確保することの重要性並びに生物多様性の保護に留意し、また、「気候正義」の重要性に留意（1/CP.27前文、1/CMA.4 前文）
- パリ協定の気温目標を達成するために、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫として機能する森林その他の陸域及び海洋生態系、また、自然及び生態系を保護、保全及び回復することの重要性を強調（1/CP.27パラ18、1/CMA.4 パラ30）
- 締約国に対し、関連する社会的および環境的保護手段を確保しつつ、緩和および適応行動に関する国連環境総会決議5/5を考慮しつつ、適切な場合には、自然を活用した解決策（NbS）または生態系に基づくアプローチを検討するよう奨励（1/CP.27パラ52、1/CMA.4 パラ81）

「昆明-モントリオール生物多様性枠組」（CBD-COP15）

- 気候変動及び海洋酸性化が生物多様性に与える影響を最小化し、自然を活用した解決策（NbS）及び・又は生態系に基づくアプローチ（EbA）を含む緩和、適応及び災害リスク軽減行動を通じてその強靭性を高めるとともに、生物多様性に対する気候変動対策の負の影響を最小化し、促進する。（ターゲット8）



ご清聴ありがとうございました